

建築確認申請書類及び確認済証偽造による刑事告発について

2020年9月、高松建設株式会社（本社：大阪府大阪市、代表取締役社長：高松孝年、以下「当社」といいます）において、当社従業員による建築確認申請書類及び確認済証の偽造行為（以下、「本件」といいます）が発覚いたしましたので、本件の概要および再発防止策等について下記のとおりお知らせいたします。

当社は「コンプライアンス」を経営の最重要課題として位置づけており、法令の遵守はもとより、社会規範に即した誠実かつ公正で透明性の高い企業活動を遂行することを経営の基本としております。

当社としては、このような重大な法令違反行為が発生したことは誠に遺憾であり、施主、監督官庁および特定行政庁等をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 本件が発覚した経緯およびその概要

本件は、当社が設計・施工で進めてきた物件において、当社従業員が単独で建築確認申請書類および確認済証の偽造を行ったもので、社内調査により事実関係が判明したものです。判明後、本件に関して社内において徹底した調査を実施いたしました。当該調査結果を踏まえて、当社は、本日、当該従業員を公文書偽造・同行使の容疑で刑事告発いたしました。

当社では、今後も警察の捜査や監督官庁および行政機関の調査には全面的に協力し、事実の徹底的な究明に努めます。

2. 再発防止策

当社としては、本件不正行為が行われた事実を厳粛に受け止め、従業員に対するコンプライアンス遵守の徹底および社内管理体制の強化により、再発防止と信頼回復に、全力を上げて取り組んでまいります。

3. 業績への影響について

本件により、一部手直しおよび工事の遅延が発生いたしましたが、決算に与える影響は軽微であり、当期の業績に与える影響はございません。

以上

この件に関する問い合わせ：高松建設株式会社 東京管理本部 法務部 03-3455-8101
※土日祝日のお問い合わせはご用件をお伺いし、翌営業日に担当部署よりご連絡いたします。